

会計年度任用職員等の退職手当に係る質疑応答集

福島県市町村総合事務組合

問1 令和2年4月1日採用、毎月18日以上勤務していたが、11月のみ17日勤務となり、その後12月以降は18日勤務であった場合、条例適用外となる前月末日は令和2年10月末ということでしょうか。

(答) お見込みのとおり。

問2 出勤簿はタイムカードとなるため、その写しを提出してよいか。

(答) 問題ありません。

問3 就職報告書に記載する就職日は、条例適用日ではなく採用日でよろしいか。また、職員番号は共済組合職員番号登録前の場合どのように対応したらよいか。

(答) 前段については、お見込みのとおり。後段については、共済組合へ申請する職員番号を記載願います。

問4 6月を超える勤務が見込まれる場合であっても、就職報告書の提出時期は条例適用日以後でよいか。

(答) お見込みのとおり。

問5 負担金について、確定負担金報告前に既に職員とみなされている者がいる場合、その給料総額を概算負担金第4期分調整納入額調書に含めることは可能か。

(答) 可能である。特に企業会計に属する職員は、出納整理期間がないため、概算負担金第4期分調整納入額調書で調整願います。

問6 負担金について、6月を超えて雇用する予定の職員の給料総額を概算負担金報告書に含めることは可能か。

(答) 不可である。通知のとおり確定負担金報告書にて報告願います。

会計年度任用職員等の退職手当に係る質疑応答集（追加）

福島県市町村総合事務組合

問7 勤務日数が月18日に満たなかったことが判明した場合、退職手当請求の手続きはどのようにおこなうのか。

(答) 別紙2のとおり2パターンについて説明します。
特にパターン①による請求もれが散見されますので注意願います。

問8 月18日に満たなかったため退職手当を請求した職員の翌月以降の勤務日数報告について、どのように対応したらよいか。

(答) 翌月から起算して6月を超えるまでは条例上の職員とはみなされないが、就労継続中の場合は引き続き勤務日数を報告願います。

問9 退職手当の通算について、以下の場合どのように考えたらよいか。

- ① A市からB町へ（いずれも会計年度任用職員）
- ② A市からB町へ（A市：会計年度任用職員、B町：正規職員）
- ③ A市の同一任命権者に継続して採用（会計年度任用職員）
- ④ A市の異なる任命権者に継続して採用（会計年度任用職員）
- ⑤ A市で会計年度任用職員から正規職員へ採用

(答) ① A市で条例適用後に退職→退職手当を支給（通算されない）
A市で条例適用前に退職→通算されない

② A市で条例適用後に退職→通算される
A市で条例適用前に退職→通算されない

③ 通算される

④ 通算される

⑤ 会計年度任用職員及び正規職員の期間を合算して6月を超えた場合、会計年度任用職員の期間は通算される

パターン① 勤務日数が 18 日未満の月が発生し、翌月以降も就労継続中の場合
→以下の注意事項を確認の上、速やかに請求手続き願います。

<注意事項>

(1)退職日

18 日に満たないことが客観的に明らかとなった日

(2)退職手当算定期間

就職日から前月末日まで

(3)提出様式について

ア退職手当請求書（第 1 号様式）

退職事由は「その他」とすること

イ人事台帳（職員台帳）の写し

就労継続中のため、退職に関する履歴の記載は必要なし

ウ退職手当の調整額に関する報告書（第 2 号の 2 様式）

期間については、上記(2)の期間を記載すること

エ退職所得申告書

期間については、上記(2)の期間を記載すること

オ退職報告書（第 5 号の 2 様式）

退職事由は「その他（勤務日数不足のため）」とすること

パターン② 月の途中で自己都合退職した場合

→以下の注意事項を確認の上、速やかに請求手続き願います。

<注意事項>

(1)退職日

自己都合退職した日

(2)退職手当算定期間

ア退職月の勤務日数が 18 日に満たない場合は、就職日から前月末日まで

イ退職月の勤務日数が 18 日を超える場合は、就職日から退職日まで

(3)提出様式について

ア退職手当の調整額に関する報告書（第 2 号の 2 様式）

期間については、上記(2)の期間を記載すること

イ退職所得申告書

期間については、上記(2)の期間を記載すること